

山陽小野田市国民健康保険条例の改正（案）について

1 子ども・子育て支援金制度の創設

(1) 趣旨

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国の子ども未来戦略の加速化プラン施策に必要な費用を全世代が支える仕組みとして、被保険者から「支援納付金」を徴収する「子ども・子育て支援金制度」が創設されます。

(2) 改正の内容

① 保険料の賦課・徴収

現行の保険料の区分である医療分・後期支援分・介護分の3区分に「子ども・子育て支援納付金分」を加えた4区分により保険料を算定し、賦課・徴収することになります。

② 保険料率（案）

子ども・子育て支援納付金分の保険料率は、県が算定する標準保険料率を基準として設定します。

区 分		所得割	均等割	平等割	賦課限度額
現行	医療分	8.3%	23,400 円	21,000 円	67 万円
	後期支援分	2.8%	8,000 円	7,100 円	26 万円
	介護分	2.4%	7,700 円	5,100 円	17 万円
追加	子ども・子育て支援納付金分	0.3%	1,156 円 (18 歳以上 均等割 75 円)	988 円	3 万円

③ 一人当たり保険料の平均月額

令和8年度の子ども・子育て支援納付金分の保険料は、
月額約250円となります。

④ 軽減措置等

- ・支援金制度が少子化対策にかかるものであることに鑑み、18歳未満の子どもについての均等割額は全額軽減されます。なお、軽減した均等割相当額は、「18歳以上均等割」として18歳以上の被保険者で按分します。
- ・医療分等と同様に、低所得者に対する軽減措置として均等割及び平等割の軽減措置（7・5・2割軽減）が設けられます。

2 保険料における賦課限度額の引上げ

(1) 改正の内容

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料の賦課限度額を引き上げるもの。

	基礎賦課額	後期高齢者 支援金等 賦課額	介護納付金 賦課額	子ども・子育て 支援納付金 賦課額	合計
改正前	6.6万円	2.6万円	1.7万円	—	<u>10.9万円</u>
改正後	<u>6.7万円</u>	据置	据置	<u>3万円</u>	<u>11.3万円</u>

(2) 対象世帯数及び影響額（令和7年度の被保険者情報に基づく試算）

対象世帯数：61世帯、影響額（保険料収入の増加額）：62万円

3 保険料の軽減における所得判定基準の引上げ

(1) 改正の内容

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料における低所得者に対し均等割額及び平等割額を軽減する所得判定基準を引き上げるもの。

	軽減判定所得		
	7割	5割	2割
改正前	基礎控除額（43万円）＋ （給与所得者等の数－ 1）×10万円 以下	基礎控除額（43万円）＋ （給与所得者等の数－ 1）×10万円＋ <u>30.5万円</u> ×被保険者数 以下	基礎控除額（43万円）＋ （給与所得者等の数－ 1）×10万円＋ <u>56万円</u> × 被保険者数 以下
改正後	据置き	基礎控除額（43万円）＋ （給与所得者等の数－ 1）×10万円＋ <u>31万円</u> × 被保険者数 以下	基礎控除額（43万円）＋ （給与所得者等の数－ 1）×10万円＋ <u>57万円</u> ×被保険者数 以下

(2) 対象世帯数及び影響額（令和7年度の被保険者情報に基づく試算）

対象世帯数：52世帯、影響額（保険料収入の減少額）：98.8万円

※保険料の減収分は保険基盤安定繰入金で補填されます。

4 施行期日

令和8年4月1日